

○経済産業省告示第 号

冷凍保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十一号）別表第 号の項、液化石油ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十二号）別表第 号の項、一般高圧ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十三号）別表第 号の項並びにコンビナート等保安規則（昭和六十一年通商産業省令第八十八号）別表第九号の項、第二号及び別表第十二の項第二号の規定に基づき、認定高度保安実施者の認定に係る事業所の体制の基準を次のように定める。

令和五年 月 日

経済産業大臣 名

認定高度保安実施者の認定に係る事業所の体制の基準

目次

- 第一章 総則（第一条―第三条）
- 第二章 保安管理システムに係る一般要求事項（第四条・第五条）
- 第三章 計画（第六条―第九条）
- 第四章 実施及び運用（第十条―第十五条）

第五章 評価及び監査（第十六条・第十七条）

第六章 是正及び見直し（第十八条・第十九条）

第七章 留意事項（第二十条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この基準は、認定高度保安実施者に係る認定の基準のうち、認定を受ける事業所（以下「事業所」という。）の保安に関するリスク管理（以下「保安管理」という。）の体制に関する要求事項を規定することを目的とする。

（適用範囲）

第二条 この基準は、認定高度保安実施者が事業所において実施する保安管理活動に適用する。

（定義）

第三条 この基準において使用する用語は、高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）及びこれに基

づく命令において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 保安管理システム 事業所の保安管理活動を促進するために、方針及び目標を定め、それらを達成するため、計画の策定、実施、評価及びその改善を継続的に行う仕組み（事業所の保安管理方針を明確に定め、実施し、達成し、見直し及び維持するための、体制、責任、手順及び資源（人材、予算、物資及び専門的技術を含む。）を含む。）

二 危険源 事故の発生をもたらす潜在的な危険性

三 危険源の特定 危険源の存在を認識し、かつ、その特性を明確にするための一連の措置

四 特定要求事項 高圧ガス保安法及びこれに基づく命令並びに事業所が自ら特定する要求事項

五 保安管理方針 事業所の保安の確保に関する方針

六 保安管理目標 保安管理システムの実施状況に関して、事業所が達成すべきものとして可能な限り定

量的に自ら設定する目標

七 保安管理計画 保安管理目標を達成するための計画

八 変更管理 製造工程、製造設備、製造に係る条件、運転手順、原料等に対する恒久的又は一時的な変更を行う場合における、当該変更が保安に影響を与える危険源の特定及びこれに対して講ずる一連の必要な措置

九 不適合 保安管理システムに係る要求事項又は規程・基準類に適合しない状態

十 監査 事業所の活動が保安管理システムに適合しているかどうか、及び保安管理システムが事業所の保安の水準を維持向上するのに適したものであり、効果的に実施されているかどうかを、当該活動の結果を踏まえて判断するための総合的な検証

十一 継続的改善 本社の保安管理の基本方針及び事業所の保安管理方針に沿って事業所の保安管理活動の改善を達成するために、保安管理システムの水準を向上させる一連の措置

第二章 保安管理システムに係る一般要求事項

(一般要求事項)

第四条 認定高度保安実施者は、事業所の保安の水準を維持向上するため、この基準に従って、保安管理システムを確立し、保安管理に関する計画の策定、実施、評価及びその改善を継続的に行わなければならない

い。

2 事業所は、保安管理システムを確立し、その継続的改善を図らなければならない。

(保安管理方針)

第五条 事業所長は、本社の保安管理の基本方針を踏まえ、次に掲げる要件を満たす保安管理方針を明確に定め、文書化するとともに、それを公開する体制を整備しなければならない。

一 事業所の活動、規模及び製造工程の内容並びに保安に影響を与える危険源に応じて適切であること。

二 次に掲げる事項を誓約するものであること。

イ 保安管理システムの継続的改善及び事故の予防に関する活動を行うこと。

ロ 特定要求事項を遵守すること。

三 事業所全般の保安管理目標を設定し、見直す手順を含むこと。

四 全ての就業者に周知され、理解されるとともに、適切に実施され、維持向上されること。

第三章 計画

(保安に影響を与える危険源)

第六条 事業所は、製造工程、設備、運転等における、保安に影響を与える危険源の特定に係る手順を確立し、かつ、維持しなければならない。

2 事業所は、危険源に関する情報を最新のものとしなければならない。

(特定要求事項)

第七条 事業所は、特定要求事項について保安管理活動を行う全ての就業者が容易に了知することを可能とするための手順を確立し、かつ、維持しなければならない。

(保安管理目標)

第八条 事業所長は、保安管理方針を踏まえ、事業所全般の保安管理目標を明確に定め、かつ、文書化しなければならない。

2 事業所長は、保安管理目標の設定又は見直しを行う場合には、保安に影響を与える危険源、特定要求事項等に十分に配慮しなければならない。

3 保安管理活動を行う部門又は組織は、保安管理目標を踏まえ、必要に応じて、それぞれの保安管理目標を設定し、文書化し、かつ、維持しなければならない。

4 保安管理活動を行う部門又は組織は、保安管理目標の設定又は見直しを行う場合には、保安に影響を与える危険源、特定要求事項等に十分に配慮しなければならない。

(保安管理計画)

第九条 事業所は、保安管理目標を達成するための手段、責任の所在及び作業の予定を含む保安管理計画を策定し、かつ、維持しなければならない。

第四章 実施及び運用

(体制及び役割等)

第十条 事業所長は、保安管理システムの実施に不可欠な資源を用意し、かつ、配分しなければならない。

2 事業所は、保安管理計画を実施し、及び運用するため、事業所の体制及び役割等に関する次に掲げる事項を確実に実施しなければならない。

一 事業所全般に関する事項

イ 事業所の体制

(1) 保安管理を担当する組織（コンピナート等保安規則別表第九の適用を受ける認定高度保安実施者

にあつては、保安管理部門。以下同じ。)、設備管理を担当する組織(コンビナート等保安規則別表第九の適用を受ける認定高度保安実施者にあつては、設備管理部門。以下同じ。)及び運転管理を担当する組織(コンビナート等保安規則別表第九の適用を受ける認定高度保安実施者にあつては、運転管理部門。以下同じ。)(以下これらを「管理担当組織」という。)を設置するとともに、各管理担当組織の長を他の管理担当組織の長以外の者から選任すること。

(2) 各管理担当組織の業務範囲及び責任の所在を定めること。

(3) 事業所の管理者と高圧ガス保安法及びこれに基づく命令に定める管理者との間の的確な対応関係、並びにそれらに係る責任、権限及び指揮命令系統を定めること。

ロ 事業所の役割

(1) 事業所の保安管理活動を行う全ての就業者が、危険予知を行う活動、保安管理に係る改善策の提案を行う活動等に参加すること等により、継続的改善に協力する体制を整備すること。

(2) 危険源を特定し、当該危険源による保安への影響を軽減するための措置を適切に実施すること。

(3) 日常的な作業以外の作業を実施する際の責任の所在を明確にし、かつ、当該作業の実施体制を整

備すること。

(4) 変更管理の対象となる変更の適切な範囲及び変更管理の適切な手順を定めていること。

(5) 製造施設の新設、増設、取替えその他の変更があった場合には、関連する文書の該当部分を確実に見直すこと。

(6) 事業所内で発生した事故その他危険な状態の原因を究明すること。

ハ 管理担当組織の長の資格

各管理担当組織の長は、次のいずれかに該当する者であること。

(1) 経験十年以上（本社又は事業所等における管理担当組織の経験年数を通算する。）で、かつ、甲種化学責任者免状、乙種化学責任者免状、甲種機械責任者免状又は乙種機械責任者免状を有している者（冷凍保安規則別表第三又は別表第四の適用を受ける認定高度保安実施者にあつては、第一種冷凍機械責任者免状又は第二種冷凍機械責任者免状を有している者、コンビナート等保安規則別表第九の適用を受ける認定高度保安実施者が同令第三十四条第一項に定める特定施設の運転を停止することなく保安検査を行う場合にあつては、甲種化学責任者免状又は甲種機械責任者免状を有して

いる者に限る。)

(2) (1)に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有していると経済産業大臣が認める者

二 保安管理を担当する組織に関する事項

イ 保安管理を担当する組織の体制

- (1) 保安管理を担当する組織の意見を設備管理及び運転管理に十分に反映する体制を整備すること。
- (2) 最新の保安に関する技術情報、高圧ガスに係る事故情報その他の社内外の保安関連情報を積極的に収集し、その情報を規程・基準類の作成等に有効に活用する体制を整備すること。
- (3) 収集した事業所内外の事故情報を類似事故防止対策に活用する体制を整備すること。

ロ 保安管理を担当する組織の長の役割

- (1) 保安管理を担当する組織の長は、事業所の認定に関する業務を統括し、その責任者となること。
- (2) 保安管理を担当する組織の長は、事業所長に対し、必要に応じて、保安管理全般（特に保安に関する予算及び教育訓練計画）に関し意見具申すること。

ハ 保安管理を担当する組織の要件

保安管理部門に所属している者の五十パーセント以上が製造保安責任者免状を有していること（コンビナート等保安規則別表第九の適用を受ける認定高度保安実施者に限る。）。

三 運転管理を担当する組織に関する事項

イ 運転管理を担当する組織の体制

運転員の交替及び引継ぎに関する体制を整備すること。

ロ 運転管理を担当する組織の役割

運転状態を監視するため、高圧ガス設備について、目視又は検査機器による検査の方法を定め、かつ、当該方法により検査を行うこと。

ハ 運転管理を担当する組織の要件

運転管理を担当する組織に所属している者の五十パーセント以上が製造保安責任者免状を有していること。

四 設備管理を担当する組織に関する事項

イ 設備管理を担当する組織の体制

(1) 運転管理を担当する組織と工事を担当する組織（コンビナート等保安規則別表第九の適用を受ける認定事業所にあつては、工事担当部門。）との引継ぎ及び引渡しに関する体制を整備すること。

(2) 着工手順、火気使用作業、高所作業、槽内作業その他の工事管理に関する体制を整備すること。

ロ 設備管理を担当する組織の役割

(1) 設備補修に係る計画に沿って定期的に又は現場からの要請を受けて、高圧ガス設備について、目視又は検査機器による検査の方法を定め、かつ、当該方法により検査を行うこと。

(2) 製造施設の新設、増設、変更に当たつての材料の選択、腐食、磨耗その他の保安上特に配慮すべき事項を定めること。

ハ 設備管理を担当する組織の要件

設備管理を担当する組織に所属している者の五十パーセント以上が製造保安責任者免状又は必要な非破壊検査技術に関する資格を有していること（コンビナート等保安規則別表第九の適用を受ける認定高度保安実施者に限る。）。

五 協力会社に関する事項

イ 作業範囲及び責任の所在に関する事項を定めること。

ロ 協力会社の選定に関する事項を定めること。

ハ 協力会社従業員の教育訓練等に関する事項を定めること。

ニ 複数の協力会社を使用する場合にあつては、当該協力会社で構成する協力会社協議会に関する事項を定めること（コンビナート等保安規則別表第九の適用を受ける認定高度保安実施者に限る。）。

ホ 協力会社に対し、保安管理システムに関する手順及び要求事項を伝達すること。

ヘ その他協力会社の管理に関する事項を定めること。

六 機器の寿命管理に関する事項

イ 文献、保安検査等の記録、保全記録、運転記録その他の記録の解析及び評価結果を踏まえて、機器ごとの劣化の要因、摩耗の傾向等を確実に把握した適切な寿命管理を行うこと。

ロ イの寿命管理の結果を次に掲げる事項に活用すること。

(1) 連続運転期間に応じた適切な設備改善

(2) 補修の要否

七 開放検査体制に関する事項

イ 開放検査の周期又は時期の設定方法に関する事項を定めること。

ロ 開放検査方法に関する事項を定めること。

ハ 各機器の取替え時期の決定に関する事項を定めること。

ニ その他開放検査の実施に当たって必要な事項を定めること。

八 検査記録等の活用に関する事項

保安検査等の記録、保全記録、運転記録その他の検査記録を総合的に解析し、必要に応じて、その解析結果を施設の新設・変更、運転管理、検査等に活用すること。

3 事業者は、前項に掲げる事項を文書化し、かつ、保安管理活動を行う全ての就業者に周知しなければならない。

(教育訓練)

第十一条 事業所は、教育訓練の必要性を明確にし、かつ、保安管理活動を行う全ての就業者に、適切な教育訓練を実施しなければならない。

2 事業所は、保安管理活動を行う部門又は組織において、それぞれの就業者に次に掲げる事項を周知徹底する手順を確立し、維持しなければならない。

一 保安管理方針その他の保安管理システムの要求事項に適合することの重要性に関する事項

二 保安に係る情報に関する事項

三 規程・基準類の遵守の徹底に関する事項

四 緊急時対応訓練その他の防災訓練に関する事項

五 特定要求事項の遵守に関する事項

六 その他教育訓練全般について必要な事項

3 事業所は、教育訓練用資機材を保有又は調達し、有効に活用しなければならない。

(情報の連絡及び収集)

第十二条 事業所は、情報の連絡及び収集に関する次に掲げる事項の手順を確立し、かつ、維持しなければならない。

一 事業所内の保安管理活動を行う部門又は組織の間の情報の連絡

二 関係官庁、保安上密接な関係を有する事業所、地域住民その他の事業所の外部に対する情報の提供及び外部からの情報の収集

(保安管理システムに関する文書の作成及び管理)

第十三条 事業所は、書面又は電磁的方法によって、次に掲げる情報を文書化し、かつ、維持しなければならない。

一 規程・基準類の体系を記述した情報

二 保安管理システムに関する文書の所在を示す情報

2 事業所は、保安管理システムに関する文書の作成、評価及び見直しに関する体制、責任及び手順を確立し、かつ、維持しなければならない。

3 事業所は、文書を読みやすく作成し、かつ、文書の作成又は見直しが行われた日付を容易に識別できるように、適切な順序により所定の期間保管しなければならない。

4 事業所は、次に掲げる事項を確実に実施するため、文書を管理する手順を確立し、かつ、維持しなければならない。

一 文書の所在について、保安管理活動を行う全ての就業者が容易に了知できること。

二 文書が定期的に評価され、必要に応じて見直され、かつ、所定の責任者によって当該文書が妥当であることが承認されること。

三 事業所の保安管理活動を行う全ての部署において、最新の規程・基準類その他の文書が利用できること。

四 効力が失われた文書は、それを作成し若しくは使用する全ての部署から速やかに廃棄され、又は誤った使用を防止する措置がとられること。

五 効力が失われた場合にあっても保管の必要がある文書は、その旨が適切に表示されていること。

(記録)

第十四条 事業所は、書面又は電磁的方法によって、次に掲げる事項を含む保安に関する記録を維持し及び廃棄するための手順を確立し、かつ、維持しなければならない。

一 保安検査その他の検査の記録

二 機器ごとの保全記録

三 運転記録

四 教育・訓練の記録

五 監査及び見直しの結果の記録

2 事業所は、保安に関する記録を読みやすく、容易に検索でき、かつ、損傷、劣化又は紛失を防ぐ方法で保管し、維持しなければならない。

3 事業所は、保安に関する記録の所定の保管期限を定め、かつ、当該期間を記録しなければならない。

4 事業所は、保安に関する記録を保安管理システムの要求事項に適合していることを証明する手段として作成し、かつ、維持しなければならない。

(緊急事態への準備及び対応)

第十五条 事業所は、緊急事態を想定し、それが保安に与える影響を予防し又は緩和するための手順を確立し、かつ、維持しなければならない。

2 事業所は、緊急事態の解除後には、緊急事態への準備及び対応の手順を評価し、かつ、必要に応じて見直さなければならない。

3 事業所は、緊急時対応訓練を定期的に実施しなければならない。

4 事業所は、防災管理に関する次に掲げる事項を含む規程・基準類を整備し、かつ、防災管理を適切に実施する体制を明確にしなければならない。

一 災害対策本部（コンビナート等保安規則別表第九の適用を受ける認定高度保安実施者に限る。）及び事業所内外に対応する防災組織の設置に関する事項

二 防災体制が確立されるまでの応急措置（夜間、休日等における対応を含む。）に関する事項

三 各種防災設備の整備、維持管理に関する事項

四 緊急停止に関する事項

五 関係官庁及び保安上密接な関係を有する事業所に対する緊急時即時通報連絡体制に関する事項

六 夜間、休日等の緊急呼出し体制（協力会社の従業員の緊急呼出し体制を含む。）に関する事項

七 保安上密接な関係を有する事業所との相互応援に関する協定の締結、並びにそれに伴う定期的な訓練及び情報交換に関する事項（コンビナート等保安規則別表第九又は別表第十の適用を受ける認定高度保安実施者に限る。）

八 導管に係る災害の防止に関する事項（液化石油ガス保安規則別表第五、一般高圧ガス保安規則別表第五又はコンビナート等保安規則別表第九若しくは別表第十の適用を受ける認定高度保安実施者に限る。）

九 その他防災管理に関する事項

5 事業所は、冷凍保安規則第七条第一項第五号、液化石油ガス保安規則第六条第一項第二十号、一般高圧ガス保安規則第六条第一項第十七号又はコンビナート等保安規則第五条第一項第二十四号の経済産業大臣が定める耐震設計の基準を踏まえ、適切な対策を実施しなければならない。

第五章 評価及び監査

（実施状況の調査及び評価）

第十六条 事業所は、日常的又は定期的に保安管理活動の実施状況を調査及び評価するための手順を確立し、文書化し、かつ、維持しなければならない。

2 事業所は、前項の調査及び評価を行うに当たって、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 事業所の必要に応じた定性的又は定量的な評価指標

二 保安管理目標の達成度

三 保安管理計画を実施及び運用するための規程・基準類並びに特定要求事項を遵守していることを確認する手段

四 是正措置の必要性及び妥当性に係る判断の根拠となる調査及び評価の記録を作成する手段

3 事業所は、第一項の調査及び評価を適切に行うために必要な情報を確実に収集しなければならない。

(保安管理システムの監査)

第十七条 事業所は、監査を効果的に行うため、実施すべき監査の計画及び手順を確立し、文書化し、かつ、維持しなければならない。この場合においては、複数の監査の計画を策定することを妨げない。

2 事業所は、保安管理活動の保安上の重要性及び前回の監査の結果を踏まえて、次に掲げる事項を含む監査の計画を策定しなければならない。

一 監査の対象範囲及び方法その他監査の手順に関する事項

二 監査の結果を事業所長及び本社に報告するための体制に関する事項

三 監査の実施の責任の所在に関する事項

3 事業所は、監査の計画に従って、監査を一年に一回以上実施しなければならない。

4 事業所は、監査を適切に実施するために必要な情報を確実に収集しなければならない。

第六章 是正及び見直し

(不適合の調査及び是正措置)

第十八条 事業所は、保安管理活動の実施状況の調査及び評価を踏まえ、不適合を明らかにし、当該不適合による保安への影響を緩和するための措置を実施しなければならない。

2 事業所は、前項の不適合を是正する措置を実施しなければならない。

3 事業所は、前二項の措置を実施する責任及び権限を定める手順を確立し、文書化し、かつ、維持しなければならない。

4 事業所は、必要に応じて、是正措置に係る規程・基準類の見直しを行い、かつ、記録しなければならない。

5 事業所は、不適合の調査及び是正措置を適切に実施するために必要な情報を確実に収集しなければならない。

(事業所長による見直し)

第十九条 事業所長は、保安管理システムが適切かつ確実に機能するよう、一年に一回以上保安管理システムの評価を行うとともに、当該評価及び監査の結果、周囲の状況の変化等を踏まえ、必要に応じて、保安管理方針その他の保安管理システムの要素を見直さなければならない。

- 2 事業所は、事業所長による評価及び見直しの過程を確立し、文書化し、かつ、維持しなければならない。
- 3 事業所は、事業所長による評価及び見直しを適切に実施するために必要な情報を確実に収集しなければならない。

第七章 留意事項

第二十条 第十条第二項第一号イ(1)の規定において、管理担当組織の一以上の組織が本社に設置され、事業所と密接不可分な組織を成し、かつ、明確な責任権限及び指揮命令系統を有すると認められる場合には、本社に設置した管理担当組織を事業所の管理担当組織に含めることができるものとする。

2 第十条第二項第一号イ(1)の規定において、認定高度保安実施者の分割により設立された事業所（以下この項において「新設の事業所」という。）が認定を受けようとする場合において、当該認定高度保安実施者の既設の事業所の保安管理を担当する組織と新設の事業所との間に明確な責任権限及び指揮命令系統を

有し、かつ、当該組織が新設の事業所の保安管理を適切に行うことができるものと認められる場合にあつては、当該組織を新設の事業所の保安管理を担当する組織とみなすことができるものとする。

附 則

この告示は、高圧ガス保安法等の一部を改正する法律（令和四年法律第七十四号）の施行の日（令和五年十二月二十一日）から施行する。